

群馬県文化財保護指導委員（文化財パトロール）の設置運営に関する要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、群馬県文化財保護指導委員（以下「指導委員」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（指導委員の設置）

第2 文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地（以下「指定文化財管理」という。）の保存管理の万全を期すとともに、文化財保護思想の普及を図るために指導委員を設置する。

（委嘱）

第3 指導委員は、指導委員の職務を行うのに必要な知識及び能力を有する者のうちから、教育事務所長の推薦に基づき群馬県知事（以下「知事」という。）が委嘱する。

2 指導委員の委嘱期間は、1年以内として更新できるものとする。

（職務）

第4 指導委員は、知事（以下の規定について、その委任を受けた者を含む）の指導監督を受けて、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 知事が別に指定する区域（以下「管内」という。）に所在する指定文化財等を巡視し、その保存管理の状況を、文化財パトロール報告書（別記様式第1号）により、所轄の教育事務所長を経由して知事に報告すること。

(2) 指定文化財等の保存管理及び破壊行為に関する情報を収集し、得た情報を文化財パトロール報告書に付記して報告すること。

(3) 文化財保護思想の普及、文化財実態調査及び普及指導に関する知事の行う行事に協力すること。

(4) その他第2項の設置目的を達成するために必要と認められること。

（職務の実施方法）

第5 第4第1号による巡視は、原則として月2回行うものとする。ただし管内の指定文化財の態様及びその他の事情がある場合には、一の月の回数を減じ、その減じた回数を他の月に振り替えて巡視することができる。

2 巡視する指定文化財等は、1回について5か所程度とする。

3 巡視する指定文化財等は、知事発行の文化財一覧（国指定文化財）及び群馬県統合型地理情報システム「マッピングぐんま」（遺跡／国・県指定文化財）に掲載されているもののうちから知事が指定した重要な埋蔵文化財包蔵地とする。

4 第4第2号による情報の収集は、常時これを務めるよう配慮する。

5 第4第3号及び第4号による職務は、知事が別に指示するものについて行う。

6 文化財パトロール報告書は、月分をとりまとめて翌月5日までに提出するものとする。

7 指導委員は、管内の指定文化財等について破壊行為その他不測の事態を発見し、又は情報を得た場合には、すみやかに所轄の教育事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（指導委員証の携帯）

第6 指導委員は、第4第1号の職務を行うときは知事が発行する指導委員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第7 指導委員には報償費を支給する。

2 報償費は月額とし、知事が予算の範囲内で定める額とする。

（費用弁償）

第8 指導委員が巡視した場合及び知事の指示による職務のために出張した場合においては、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額については、群馬県職員の旅費に関する条例による4等級の職務にある者の額とする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、昭和54年6月1日から実施する。

2 群馬県文化財保護指導委員（文化財パトロール）設置要綱、群馬県文化財保護指導委員委嘱要項及び群馬県文化財パトロール巡回要領は、これを廃止する。

3 平成17年6月1日 一部改正

4 平成25年7月1日 一部改正

5 平成30年4月1日 一部改正

6 令和2年4月1日 一部改正